

# 評 定 書

評定 CBL FP033-23 号

丸門建設株式会社  
代表取締役 堰 一弘 様

令和 5 年 10 月 2 日付で評定依頼された下記の案件について、一般財団法人ベターリビング  
グ評定規程第 8 条に基づき、基礎・地盤評定委員会(委員長 工学博士 中井 正一)におい  
て審査した結果、本件の「フレア溶接鉄筋を用いた杭頭部定着工法(LBAR 工法)」は、依頼  
者が提案する方法により制作・設計・施工された杭頭定着部は所定の構造性能を有するもの  
と評定する。

## 記

1. 件 名 フレア溶接鉄筋を用いた杭頭部定着工法(LBAR 工法)
2. 評定事項 本評定は、「フレア溶接鉄筋を用いた杭頭部定着工法(LBAR 工法)」に  
ついて、依頼者より提出された資料に基づき、当該杭頭定着部の構造性  
能を依頼者が提案する方法により設定できることを審査したものである(詳  
細は別添)。
3. 評定区分 一般評定
4. 有効期限 令和 11 年 3 月 28 日

評定発行日 令和 6 年 3 月 29 日



一般財団法人 ベターリビング

理事長 眞鍋 純

